

福田 耕治 編

『多元化する E U ガバナンス』

早稲田大学現代政治経済研究所研究叢書 35
(早稲田大学出版部、2011年10月、ii + 257頁)

小野 義典

2009年12月に発効したリスボン条約は、EUの進化と深化を効率よく実現し、リスボン条約以前のEUの在り方を大きく変更した。リスボン条約体制下では、EUが対外的目標として、いわゆるグローバル・ガバナンスに貢献することが掲げられ、また、欧州理事会に常任議長制を導入し、「EUの顔」として世界にEUのプレゼンスを示すこととなった。

このようにEUと世界、という関係の重視と共に、リスボン条約体制に於いて、EUは民主的かつ効率的なガバナンスを実現することが求められている。リスボン条約は、EU諸条約を纏める形で成立し、これまでの三つの列柱構造（共同体・共通外交安全保障政策・警察司法内務協力）を改め、EUに一本化すると同時に、単一の法人格を得て、EUが対外的な国際条約を締結できる主体となった。

これらの変化に加え、EU諸機関の制度的枠組の構造的変化も見逃せない。EU理事会と欧州議会が共同で議決する通常立法手続の適用範囲の拡大や、EU理事会の政策決定の要件の変更等、EUの改革には枚挙に暇がない。さらに、EUの拡大に伴って（端的には、加盟国の増大を受けて）、多様な価値観、言語、文化等が複雑に絡み合うといった、多様性の中での統合は、EUに於けるガバナンス形態の多元化も生じさせた。

このような複雑化・多元化したEUに於けるガバナンスを、法律・政治・経済・社会・国際関係・医療社会学等のスペシャリストによる論考を通じて理解する試みに成功しているのが本書である。本書は10名の、各々の研究領域も異なる研究者による研究成果を纏め

たものである。しかし、编者による、云わば私の強いソリストが集まったオーケストラを束ねて最大限の情熱を惹き出すマエストロの如く、とすればバラバラになりがちな方向性を一つに向かわせ、EUガバナンスの現在と、今後の姿を如実に示している。また、我が国への示唆に富む論究がなされていることも特徴として挙げられる。以下、それぞれの研究者による論考を概観する（肩書はいずれも本書出版時点のもの）。

須網隆夫教授による「EU法と国際法」は、EU法と国際法の親和性が指摘されつつも、伝統的な国際法の枠組みを超越する「超国家法」として理解されることを指摘しつつ、EU法が国際法の一類型であるか否かは、未だ決着のつかない課題であるという（このことは、本学部で国際法I・IIの講義を担当する書評子にとっても、痛烈な指摘である）。また、EU法は多分に憲法学の対象になる事項もあり、EU法が欧州司法裁判所の判例や加盟国国内裁判所の判例の積み重ねによって、「EU法秩序と加盟国法秩序は、併存して競合し、協力し合う関係にある（21頁）」と述べている。

星野郁教授による「金融・経済危機とEU経済・通貨統合の行方」は、アメリカに於ける、いわゆるサブプライム・ローン問題に端を発する経済危機によって顕在化した、ユーロ圏の構造的な問題やEUの経済ガバナンスの欠陥が、実は通貨統合を行う過程で既に潜在的に存在していたことを示している。さらに、ソブリン危機に伴うドイツと他のユーロ圏諸国との軋轢や、欧州中央銀行（ECB）の直面する困難な課題について、「ユーロの現状に批判や憤りを感じているもの

の、さりとてユーロの崩壊も困る（59頁）」ドイツや、ECBの「インフレ・リスクへの対応優先か、それともソブリン危機や金融不安の再燃防止優先か（58頁）」というジレンマを抉り出している。

正井章彦教授による「EUにおける資本移動の自由」は、EU域内や第三国に於ける資本移動の自由の原則について、EU/EC条約の条文や欧州司法裁判所の判例に依拠して、コミッション（EU委員会）の見解、例外規定、さらには是正措置について述べ、特に国有・公有企業が民営化された後の黄金株についての判例を紹介し、批評している。特にフォルクスワーゲン法の改正を通じて、EU機能条約との整合性に関する問題点を指摘している。

福田耕治教授の「経済危機とEU高齢社会戦略」は、日本を上回る超高齢社会に直面したEU/加盟諸国に於ける、加盟各国で異なる年金制度や年金政策の調整の問題についての論考である。「経済危機以降、欧州各国で政党、党派を超えて類似した『福祉政策レジーム』、特に『年金政策レジーム』が出現したのは偶然ではない（116頁）」ことを示した意義は大きい。福田教授が冒頭で「わが国の超高齢社会への示唆が得られたら幸いである（99頁）」と述べている試みを、半ば達成されているように書評子は思料する。

富川尚准教授の「リスボン条約と欧州理事会常任議長誕生」は、リスボン条約体制下で新たに設けられた欧州理事会常任議長職に就任したファンロンパイ・ベルギー首相が選出される過程を検討する中で、常任議長制度について、創設の構想を、欧州理事会の機能不全・輪番議長制度の限界という源流から辿り、制度設計や役割について「機能不全に陥っていた欧州理事会を機能させるという（中略）期待に応えられていると評価できよう（138頁）」と結論付けている。

堀口健治教授の「統合の要である共通農業政策の意義と改革の課題」は、EUの共通農業政策には意義がある反面で、EUの財政支出に占める農業予算と、各国の分担金（と農業予算として受け取る金額）の差異（特に負担増となる加盟国の存在の問題）を、「受取超過国と負担超過国の固定化、さらなるEU拡大による負担の増加への負担超過国の不満、という問題がよりクリアに出てくることを意味しよう（158頁）」と喝破している。

福田八寿絵特任助教による「EU共通移民政策の形成と高齢社会イギリスの移民医師人員管理政策」は、EUレベルの移民政策の必要性や要請が、いかになされてきたかを述べた上で、EU共通移民政策の形成・位置付けを明示した上で、特に高度技術職の移民受け入れを積極的に行ってきたイギリスを例に、そこから得られる課題と展望について示している。

片岡貞治教授の「21世紀におけるEU・アフリカ関係」は、先述のリスボン条約体制下に於けるグローバル・ガバナンスの観点で、「援助する側と援助を受ける側という、古典的な南北関係（188頁）」から、「新しいパートナーシップを構築して、パラダイム転換を果たしていかななくてはならない（198頁）」関係へと変化し、その上で、EUはアフリカの国家ガバナンス、特に選挙の実施に大きな関心を寄せていることを示している。

Paul Bacon准教授の“Human Right, Transformative Power and EU-Japan Relations”は、英文の論考である。この中で、特に日本とEUとの関係に於いて重要な課題の一つは、日本が死刑存置国であり、これがためにEUの人権外交政策との衝突を生み、国連人権委員会の勧告をも齎^{もたら}している問題について、EUと死刑制度、人権、さらには日本の死刑制度（いわゆる「永山基準」などにも言及）にも目を配りつつ論じている。

Min Shu講師による“The EU’s Trade Policy towards East and Southeast Asia”も、英文の論考である。EUと日本、韓国、中国、それにアセアン諸国連合加盟国との間の貿易収支を引き合いに出し、EUの共通通商政策とその改革、さらにリスボン条約体制下に於ける新たなEUのアジア諸国に対する通商戦略について、EUのアジア諸国とのFTA交渉へ昇華する流れを押さえている。